

朝日町産後ケア事業



朝日町では、出産後のお母さんが安心し、自信をもって子育てができるようにサポートが必要な
お母さん、赤ちゃんを対象に産後ケアを実施します。



利用できる方

産後1年以内のお母さんとお子さんで、次のいずれかに該当する方

○朝日町在住の産婦さんで産後ケアを必要とする方

○朝日町に里帰り中の産婦さんで、産後ケアを必要とし、住民票を有する自治体より朝日町に依頼
のあった方

※感染症などにかかっている方、お母さん、赤ちゃんどちらかが入院中の場合は利用できません。



サービス内容

○お母さんの体調や生活についてのアドバイス

○お子さんの健康状態、体重、排せつ、栄養の相談

○沐浴や授乳等の育児相談、お世話の練習

○お母さんとお子さんへの健康アドバイス



利用内容

デイサービス型（日帰り利用）

●利用期間

9：00～17：00（原則8時間）

最長7日まで（連続・分割可能）

●利用料金 1日500円（昼食付）非課税

ショートステイ型（短期入所）

●利用期間

9：00～翌17：00までの1泊2日（2日間）
を最短の利用とし、最長6泊7日（7日間）ま
で（連続・分割可能）

●利用料金 1日1,500円（食事付）非課税

※ 住民税非課税世帯や生活保護世帯の方は、利用料無料となります。多胎児の場合は別途加算あり。

※ 利用日については、医療機関との相談になりますので、申請希望の方はお問い合わせください。

●場所

・国井クリニック

電話：0237-84-4103

住所：寒河江市中郷 1450-1

・すまいるレディースクリニック

電話：0237-86-3215

住所：寒河江市大字寒河江月越 5-2

・山形済生病院

電話：023-682-1111

住所：山形市沖町 79-1





利用の流れ

1. 朝日町役場 健康福祉課 保健医療係へ相談

2. 申請書の提出

「朝日町産後ケア事業利用申請書」を健康福祉課へ提出してください。申請書は健康福祉課や町のホームページでダウンロードできます。

3. 審査

4. 朝日町産後ケア事業利用決定通知書の発行

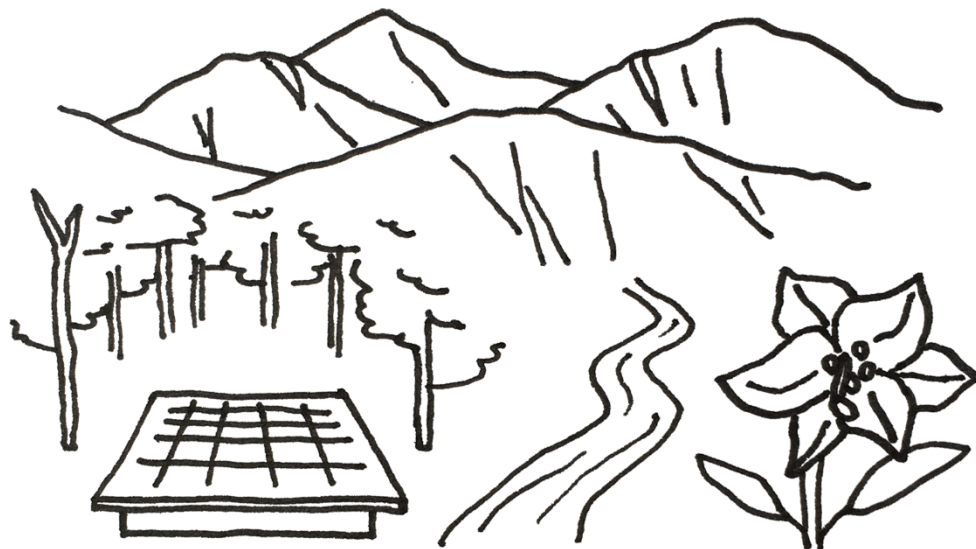
5. 利用

決定通知書を発行します。実施医療機関の混雑具合により希望に添えない場合があります。

利用の際は、「朝日町産後ケア事業利用決定通知書」を実施医療機関にご提示ください。自己負担金は直接実施医療機関でお支払いください。



産後ケア事業以外にも町では、母子保健コーディネーター（助産師）、保健師が、いつでも来所や訪問相談に対応していますのでお気軽にご相談ください！



<申し込み・問い合わせ先>

朝日町役場 健康福祉課 保健医療係 電話 0237-67-2116